

令和2年第5回臨時会

# むかわ町議会会議録

令和2年 7月13日 開会

令和2年 7月13日 閉会

むかわ町議会

## 令和2年第5回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (7月13日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長行政報告及び提出事件の大要説明	7
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第62号から議案第64号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	24
閉議及び閉会	40
署名議員	41

むかわ町告示第31号

令和2年第5回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年7月9日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年7月13日(月)午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第62号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)

議案第63号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第1号)

議案第64号 令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算(第1号)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

## 令和2年第5回むかわ町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和2年7月13日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

#### 町長提出事件

- 第 5 議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第62号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）
- 第 7 議案第63号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第64号 令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（12名）

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜久	議員
3番	山 崎 満 敬	議員	4番	佐 藤 守	議員
5番	大 松 紀美子	議員	7番	野 田 省 一	議員
8番	三 倉 英 規	議員	9番	星 正 臣	議員
10番	津 川 篤	議員	11番	北 村 修	議員
12番	中 島 勲	議員	13番	小 坂 利 政	議員

#### 欠席議員（1名）

6番 三 上 純 一 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課主幹	梅 津 晶	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
総務企画課主幹	菊 池 功	町民生活課長	萬 純二郎
町民生活課主幹	菊 池 恵 美	健康福祉課長	藤 江 伸
健康福祉課主幹	今 井 喜代子	健康福祉課主幹	熊 谷 伸 一
産業振興課長	酒 卷 宏 臣	産業振興課参事	太 田 剛 雄
産業振興課主幹	高 木 龍一郎	産業振興課主幹	藤 田 浩 樹
建設水道課長	山 本 徹	建設水道課主幹	江 後 秀 也
建設水道課主幹	佐 藤 琢	会計室主幹	松 本 和 香
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課主幹	長谷山 一 樹
地域振興課主幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室主幹	戸 嶋 英 樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦
地域経済課長	吉 田 直 司	地域経済課主幹	藤 野 真 稔
地域経済課主幹	西 村 和 将	国民健康保険穂別診療所事務長	西 幸 宏
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	八 木 敏 彦
教育振興室長	田 口 博	生涯学習課主幹	松 本 洋
生涯学習課主幹	佐々木 義 弘	選挙管理委員会事務局長	成 田 忠 則

農業委員会  
事務局長

東 和 博

農業委員会  
支局長

藤 野 真 稔

監査委員

数 矢 伸 二

---

事務局職員出席者

事務局長

今 井 巧

主 査

長谷山 美 香

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回むかわ町議会臨時会を開会します。

冒頭であります。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議場内ではマスクを着用とします。また、人と人との一定の距離を保ち、長時間の密接を避けるため、説明員の出入りは自由とさせていただきます。

なお、一般の方の傍聴はできませんので、御了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、東 千古議員、2番、舞良喜久議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第106号のとおりであります。御了承願います。

---

### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。  
竹中町長。

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和2年第5回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず冒頭ですが、停滞する前線に伴う令和2年7月豪雨により、犠牲になられた方々にお悔やみと、被害に見舞われた皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

現地では、懸命の復旧作業が続いております。これ以上、被害が拡大しないことと、一日も早い復旧を願っているところでございます。

概要説明に入ります前に、諸般の報告といたしまして、7月1日に行いました管理職員の非違行為に関わる懲戒処分につきまして、御報告を申し上げます。

本件懲戒処分の事案につきましては、公用車を私的に使用したことによる公用物の不適正使用及び勤務時間中に職場を離脱して職務を怠った一般服務違反に関わる懲戒処分であります。被処分者は、昨年5月頃から週休日は休日において出勤後に公用車を私的に利用していたほか、平日の勤務時間中にも職場を離脱、同様に公用車を私的に利用していたものであります。係る行為につきましては、公務の運営に著しく支障を生じさせたばかりでなく、地方公務員の社会的評価を低下させる信用失墜行為に当たるものであり、地方公務員法第29条第1項並びにむかわ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、懲戒処分を行ったところであります。処分内容は停職1か月としたものであり、2つの非違行為に及んでいること、被処分者の職責などを考慮の上、総合的に判断し決定したものでございます。

一昨年発生いたしました北海道胆振東部地震からの復興のさなか、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の皆様の生活環境が一変し、地域経済をはじめとする町全体の立て直しが急務とされているところであり、部下職員を指導管理すべき立場の管理職員によるこのような非違行為が発生したことに対しまして、町民の皆様並びに議会議員の皆様には深くおわびを申し上げます。

今後におきましては、全ての職員に対し、地方公務員としての心構えであります公務を民主的かつ能率的に運営すべき職務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを徹底し、二度とこのような非違行為が起きないように努めてまいります所存でございますので、御理解をお願い申し上げます。

なお、任命責任及び組織管理の責任を重く受け、私と副町長の給与を削減する条例改正案につきまして、後ほど提案をさせていただきますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、第5回臨時会に当たっての行政報告といたします。

次に、大要説明でございますが、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、議案4件でございます。

議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政報告で申し上げました職員の懲戒処分に対する指揮監督責任として、私及び副町長の給料を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第62号から議案第64号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）、令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）、令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長行政報告及び提出事件の大要説明は終わりました。

---

#### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第61号につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

議案書は1ページをお開きください。

この改正は、職員の懲戒処分に伴い、行政運営の指揮監督責任を明らかにするため、町長及び副町長の給料月額を減額する改正を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料1ページをお開きください。

改正内容につきましては、令和2年8月1日から令和2年8月31日までの間、町長及び副町長の給料月額を10%減額する規定を条例附則第4項の次に加えるものでございます。

議案書1ページにお戻りください。

この条例の附則といたしまして、改正規定は令和2年8月1日から施行とするものでございます。

以上、議案第61号につきまして、提案の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、私のほうから質問をしたいと思っておりますけれども、議運でも報告を受けました。そのやり取りは今日の臨時議会ということで、報告のみということにいたしましたところでございますけれども、このようなことになって大変残念に思いますし、今後このようなことが起きないように、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、町長のほうからも今回の懲戒処分についての中身について説明を受けました。それで、懲罰委員会、このあたりには私ども入っていく何物もございませんけれども、具体的な中身ですね。厳重注意もあれば、戒告だとかいろいろ度合いがありますけれども、実際に今まで報告を受けた中で、具体的に、どのぐらいの、最初の報告では昨年5月からということを受けておりますけれども、そういったことが何回ぐらいあったのか。こういった回数とか中身によって、我々の議員の受け止め方も大きく変わってくるのかなという感じしますので、また極端なことを言うと、1回か2回の厳重注意になるのか、それとも何十回という回数によって今回の大きな1か月の懲戒処分という中身になるのか、この辺、議員として正直、具体的な回数とか中身ですね。こういったものをちょっと知りたいというのが本音でございますので、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 時期については、先ほど申し上げましたように、昨年5月頃ということでの本人からの自供といたしますか、聞き取りを行っております。回数につきましては、土曜、日曜の休日に複数回、平日の勤務時間中においても複数回ということで、1回、2回

ではないということは明らかであります。ただ、何回というのを確実に確定させることは非常に困難でございます、いずれにしても、複数回ずつの行為があったというふうに認識をしているところでもございますし、本人もそのように申出をしているところであります。

ただ、今回の処分の量刑につきましては、回数過多というよりも、公用物の不適正使用という1つの非違行為と、加えて勤務時間中に離脱をするという、勤務態度不良という2つの非違行為に及んでいるということが非常に大きな理由でございます、この2つの行為につきましては、量的には減給または戒告ということで、上から3つ目と4つ目の基準に該当するものでございます。ただ、これが2つの行為に及んでいることと、管理職という上級の、部下を監督する立場であるということがございまして、そういった2つの行為と職責というものを加味して段階的に、その上の停職というところに及んだというところで、懲戒委員会の中では決定をしたところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 複数回ということで、はっきりとした状況は分からないと、そういう状況の中で、処分の量刑がこういうふうになったということなんですけれども、何段階かの懲戒処分の中身があらうかと思うんですけれども、その辺で懲罰委員会に我々が入っていくわけでもありませんし、その中身について我々がどうのこうのという、そういう立場にはないんですけれども、これが処分の量刑として妥当だったのかということに関しては、その中身というのが、本当は具体的に我々議員としては知りたいという状況なんですよね。これが本当に量刑として妥当なのか。中身が本当はもっと詳しく分かると、なるほど、懲罰委員会でこういった量刑が出た、これは妥当だなというふうに分かるんですけれども、複数回ということで中身がはっきりしないという状況の中では、特に後から問題が起きるとい、そういう状況にはならないのか、その辺も併せてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから懲戒委員会の内容について申し上げたいと思います。

当該職員の聞き取り調査ということで、先ほど副町長から申し上げたとおり、複数回ということで、昨年5月以降ということでございますから、二、三回ではないということで、回数もかなり多いといったところでございます。本人に確認をしたところでございますけれども、供述の中では、やはり月に多くは3回程度と、あるいは、毎月1回から2回というようなこともありましたし、公用車を無断で持ち出しをして、私用に使っていたということで

ございますので、こういう中身の中で、懲戒委員会の中でも慎重審議、議論を重ねてきたところでございます。管理監督の立場というようなこともありまして、懲戒処分の基準というものがございますけれども、この中でやはり量刑に対して、加重をすることができるということになっております。立場を考えた場合に、やはり総合的に判断をして、減給にはやはりとどまらないだろうというふうなところの議論になりまして、結果としては残念でございますけれども、停職1か月という処分に至ったというところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 分かりました。

複数回というと、2回以上ということで、その量刑的なものが適当なのかなというふうに疑問に思っていたんですけれども、今の答弁の中では、月に1回から3回、昨年5月からというと1年弱になるわけですから、2桁、3桁という、そういうような推測ですけれども、回数になるのかなということで、こういった量刑も、その説明を聞いて妥当かなというふうに認識をしたところでございます。分かりました。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 各種の新聞報道で、具体的な内容については知ることになりました。その中で、私が疑問に思ったというか、というのは、昨年5月から今お聞きしますと、月に数回ということなんですけれども、1つは、例えば依存症的な、病的な部分がなかったのかどうかということと、それから、当時多分、主幹でなかったかと思うんですが、そのときに、先ほど町長、副町長が管理職という立場の、管理する立場として減給ということをおっしゃったんですけれども、例えば職場の中でも結構、例えば担当課の中では、知っている人は知っていたみたいな報道もありました。その場合に、そのときの直属の上司である担当課長はどういう認識を持っていたのかと。1年間、1年以上にわたって、こういうことが続けられてきたということは、ましてや、職場勤務時間中に外出することもあったということですから、その辺の管理状況がどうなっていたのかと。それと、公用車、通勤は列車であったようなことも聞いておりますが、公用車の管理というのは、土日に公用車を乗って行く場合に、どのようなその許可という、許可要ります。うちの議会でもどこかに行くといういろいろ公用車使っているとか使っていないとか、いろいろ調査します。その公用車の管理はどのようになっていたのかと。

そのことと、7月1日に処分発表になりまして、7月1日に課長という立場でしたから、席が空くということで、再任用の職員の方が課長として発令されたと。この間ちょっと続い

ておりまして、再任用の法的な根拠というか、そういうものも変わりましたから、それがいいとか悪いとかではなくて、少ない職員の中で、行政運営するということはとても大変なことですので、いろんな考え方があるんでしょうけれども、若い方々を育てていって継続性のある行政運営をしていくというときには、やはり人事というものは、私たちはそれをいいとか悪いとかは一切申し上げられませんけれども、そういう基本的な町長、副町長の考え方ですね。そのことはどのように思っているのかと、そのことも含めて、この3点について伺います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまの質問に私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、係る行為のあった当該職員の依存症というようなお話ございました。30年の胆振東部地震以降、職員のメンタル面というようなところで、職場のそういったメンタルの心配はありましたので、これまでメンタルの相談もさせていただいているところでございます。事件が発覚して以降、またこのメンタルの部分についても、面談をさせていただいたところでございますが、なかなかそこまでは掘り下げることができなかったというようなところでございます。

また、当時の当該職員の立場でございますけれども、参事職から本年4月に課長職ということになったところでございます。当該課の課長が長期病気休暇で不在でございまして、復帰したのが昨年12月ということでございますので、12月からおよそ4か月の間ということになりましょうか。そういった中で、昨年の5月以降ということから、非違行為が発生をしているということでございますので、なかなか目が行き届かなかったところもあろうかというふうに考えております。

また、公用車の関係でございます。当該車両につきましては、担当課における管理をしている車両ということでございますので、そのほかの共有者については総務企画課で一括管理をしておりますけれども、現場で使う公用車については、それぞれ配置の現場での公用車の管理ということになります。そういう中で、原課で使う公用車については、自由にといいわけではございませんけれども、やはり用務があれば公用車は使えるという状態にあったというところでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 人事発令の関係で私のほうから述べさせていただきたいかと思っております。

むかわ町も御承知のとおり、2006年に行政改革の最大の選択ともされる合併の道を選択し、人事、あるいは職員採用についても、スリム化を図るということでこの間にきていることは御存じのとおりかと思えます。そういう中、一昨年の胆振東部の地震、さらには現在のコロナ禍といったことで、事務あるいは業務の対応処理というのかなりふくそうしていることも事実でございます。

いずれにしましても、町民の皆さんへのサービスの低下というのは一日も許されないということで、今回も限られた職員の人数の中で、4月1日に人事を行い、この間にきて、こういった事案が6月に発覚したということで、言ってみれば、今回その7月1日に処分を行ったということでの緊急避難的な措置として事務事業の遅滞は許されないといったような対応で今回臨んできたところでもございます。先ほど大松議員から言われたように、今後に向けての人事の発令、あるいは育成というのは、これは研修制度も含めてしっかりとしていかなければならないと捉えているところでもございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 依存症的なことはなかったのではないかと、そこまではよく分からないということなんですが、やはり、そういうことも含めて、治療も含めて援助していくということがとても必要だというふうに思っているんです。今、町長は、胆振東部地震があつて、このコロナ禍があつて、非常に大変な、職員も大変な思いをしているとおっしゃっていましたが、本当にそうだと思うんです。でも、町民も含めて、同じような状況の中にいるんです。だから、その中で一人一人が、働く一人一人が本当に病気にならないで健康な、心身ともに健康な状況で生きていってほしいというのが私の思いであります。だから、確かにそういうふうにしてしまったことは悪いことです。ですけれども、そこにいく過程の中で、やはり周りが支えていくということもとても必要だというふうに思うので、本当に、もし病的なものがあるのであれば、きちんと治療を受けるような、そういう手だても取ってほしいというのが1つです。

それから、公用車になぜ名前を全部入れないのかなと。今、むかわ町を売り出すために恐竜のラッピングとか様々お金かけてやっていますよね。なぜ全ての車にむかわ町という名前を入れていないのは何か理由があるのかなということで、ちょっとお聞かせください。

それから、時の担当課長が病気でお休みしていたということは私も知っておりますし、緊急避難的に町民へのサービスをとおっしゃって、そのとおりでと思うんです。ただ、受け取る町民の感覚というのはまた別なものがあります。はっきり申し上げて。ですから、その辺

も、やはり若い人たちを育てていくという、そういう強いお気持ちを持っていらっしゃるのであれば、やはりそのことを形にして町民に発信していくということが必要だと。それなしに、やはり町民と行政の間の透明性のある意思疎通みたいなものは、どうしても、幾らこちら側でそうではありませんと言っても、なかなか難しいところがあるのが、こういう行政側と町民との間の感情だと思うんです。そのことは、行動を通してじゃなかったら理解できませんので、その辺についても、もう少しはっきりとメッセージが伝わるような人事の仕方が私は必要ではないかというふうに思っているんですが、改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私から職員のメンタル面とそれから公用車の件についてお答えをしたいというふうに思います。

まず、メンタルのケアの関係でございますが、先ほど申し上げたとおり、震災以降やはりメンタル面において、職員の中でやはりそういった震災以降の影響を受けているというようなこともありますので、その分については目配りをしながら、やはり職員の健康管理というところも大松議員が指摘のとおり、しっかり、やはり対応していかなきゃならないということだと思いますので、この辺は今後も継続をしてやっていきたいというふうに考えております。なかなかメンタル面の中で、個人のプライバシーに関わるようなところもありますけれども、そういう異変があるとかいった場合については、やはり我々としてもしっかり職員の健康管理という面でサポートしていきたいというふうに考えております。

また、公用車の町名が入っていないという事案でございますけれども、今回の事案が発生して以降、公用車に名前が入っていないものについては速やかに入れるようにということで、私のほうから各課のほうにお願いをしているところでございます。係る公用車については名前が入っていなかったんですけれども、これは税の徴収というようなところで、やはり納税者に対して配慮した形の中で、名前を入れていませんでしたけれども、これについても、遅滞なく、むかわ町の町名を分かるように明記をするということで指示を出しておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど申し上げたことと重複するかと思いますがけれども、今、事態として、業務がふくそうすることによっての、取り巻くものに対しての町民サービスの遅滞というのは許されないと。もう今日ではなく、今からという形での7月1日の対応ということ

で緊急避難的対応という表現をさせていただきました。展望につきましては、先ほど申し上げましたように、7月1日の処分を行った後に、速やかに全管理職を招集しまして、注意喚起をまず行っているところでもございます。その中で、併せてでございますけれども、職員の服務規律、さらには法令遵守というものを再度徹底しながら、町民の皆さん、ここを第一にしながらの信頼回復に向けて、まずは町民一丸となって、この問題を教訓にしながら、さらに高めていくような取組、こういった教示と職員の綱紀粛正への通知というものもその日に出しているところでもございます。

今後に向けましても、日常ふだんというんでしょうか、研修制度といったところの充実、これらも総合的に併せながら、職員間としてのその信頼関係、さらには日常ふだんのコミュニケーションというんでしょうか、気づきというか、そういったところも大切にしながら、業務に向き合うそれぞれの姿勢というのを改めて一層高めていきたいと考えているところでもございます。

なお、公用車で保管管理というのは、先ほど御指摘ありましたように、全ての車についてネームをつけるといったような形での保管管理の徹底に努めていきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 前段、質問ありましたから、なるべく重複しないように質問したいと思いますが、まず今回のこの議案に関しまして、前段としてこの事件が起きたということについてお尋ねしたいと思いますが、まずこの問題は、結論から言って未然に防げたと私はそう思っています。それはなぜかという、公用車という共通の道具を使っている。仕事の面においてもプライベートにおいても車です。車なんです。それで、この公用車ということについて、1つは先ほども出ていましたけれども、どういう管理をしているのか。当然、日報はあるでしょう。その日報には、今日はどこどこ行ってどういう内容で、簡略ですけども、恐らくそれ書いていると思います。これが常識なんです。組織管理の原則なんです。それが行われていたのか、そして行われていたとすればどこの段階でそれを検証しているのか、これが1つ。

それからもう一つは、人事管理の問題、これはどこの組織でも同じですけども、やっぱり最高トップは、少なくとも管理職の動向、あるいは準管理職の動向、これは常時目で見ると、情報を集める、こういう方法が必要なんです。これはどこの企業でも自治体でもやっていると思いますけれども、この2つがきちっと機能していれば、今回のこういう不祥事は起きな

いんです。しかも1年ほど前からプライベートでやっておったと。これがたまたまですよ、個人的に、ちょっと例は悪いんですけれども、夜中にこそっとどこかへ盗難、泥棒というんですかね、入ったというのであれば、これは防ぎようないんですよ。だけれども、乗用車、公用車というものが共通にあるわけですから、これ未然に防げたと。そういう面で、このむかわ町の自治体の管理、車両管理、これを改める必要があると。どこの段階でそれを検証したのか、それをどこまで報告しているのか、これが1つと。

もう一つは、人事管理ですけれども、私は人事に介入する必要は当然ございませんけれども、管理職に抜てきした職員がそういう不祥事を起こすということについては、先ほどの話も通ずるんですけれども、事前に管理職なり、準管理職の行動、能力、こういうものをどういうふうに掌握しておったのか、これが2つ。

それから3つ目は、懲罰委員会を開いたと、これは当然我々が関与する何物でもございせんけれども、しかし、よく言われるんですけれども、「罪を憎んで人を憎まず」と、こういう裁判等々でいろいろあるわけですけれども、そういう中で、本人の弁明、これがどういうものであったのか、機会を与えたのか、与えてその内容はどうだったのか、詳細は要りませんけれども、その辺についてまずお尋ねします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 公用車の使用についてでありますけれども、先ほどもちょっとありましたけれども、共通の公用車については総務企画課のほうで管理をしておりますし、課付のものについては課で管理をしておりますけれども、全ての公用車においておっしゃったように使用簿というものは存在します。それを課の中で決裁をしておりますけれども、たまたま今回使った公用車につきましては、徴収員が主に使う徴収の専用車といいますか、主に使っている車両でございまして、実は使用簿をつけていなかったという実態がございました。そういった中で、その後すぐ改善をしておりますけれども、実態としてはそこは使用簿をつけていなく、管理が不十分であったということはおわびを申し上げたいというふうに思います。

それから、人事管理といいますか、昇進に当たってということでもありますけれども、当然ながらこの間の業務の状況等見てきておりますし、その上司等からの聞き取り、そういったものを総合的に判断しながら、人事のほうは決めてきているところでございますので、私どもとしてはしっかりやっていただけるものというふうに判断をして、課長職にしたところでございます。そういった意味での任命責任というものも深く感じているところでございます。

それから、懲戒委員会によります弁明の機会でありますけれども、当然ながら本人からの聞き取りも行っておりますし、その後の懲戒委員会での審査といいますか、その時期も本人からの弁明の機会というのも設けております。そういった中では、本人から特段弁解といいますか、確認事項についての変更といいますか、そういった申出はなかったということで、供述のとおりということで本人からそういうふう供述されております。その後においても、その機会を設けましたが、本人としては間違いありませんというふうなことで、弁明を聞いている、機会を与えているところであります。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 今回の件については、税務の担当職員ということですから、今、副町長からあったように、いろいろ支障があるから詳細は書けないと、言えないということですが、しかしそれは一定の範囲内で、それはお互いに牽制し合うと、こういう組織機構、内部の統制、これをつくる必要があると思うんです。全部1人に任せてしまうからこういうことになるんですよ。原則、今日はどここの家に行ってきました。どここの家に行きましたと、内容は別にしても、そういうことまできちっと書かせるというふうにしたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

それともう一つは、人事ですけれども、先ほども言いましたけれども、こういう不祥事を起こすような職員、これは誰も予測できないわけですが、常勤としてある程度そういうものはつかんで、あるいは情報はなかったのか、これが不思議ではないんです。管理職になってからの事件ならまだいいんですが、それ以前にこの不祥事があったわけですね。いろいろ聞きますと、内部告発だということがありますが、内部告発される前にやっぱり上級管理者はそれをつかんでいなきゃならない。これは組織の根本原則なんです。

この2つの点についていかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから公用車の管理の関係をお答えをしたいと思います。

公用車の運転日報というものがございますということで、副町長のほうからも答弁したとおりでございます。この中身について、行き先はどこまでというようなことも記載をされる中身になっています。もちろん、用務があって外出するという際には、部下職員は上司に対してやはりどこそこへどういう用務で行くというようなことで、用務をしていくというようなことでございます。当該職員については、職場の長ということでございまして、なかなか

伺いをするというようなことができなかつたというふうなことで、外勤に行ってくるというふうな中で、そういう事案に発展してしまったというふうなことでございます。

また、内部告発ということではなくて、ちょっとやはり様子がおかしいぞというふうなことだったものですから、これについては、私どものほうで調査をさせていただいたというところでございますので、そういう中で、やはり公用車の日常からの運行管理という部分では、やはり牽制をするというお話も先ほどございました。この日報についても原課にとどまらず、今後においては公用車の管理を行うという観点で、総務企画課のほうでも、この運転の日報については原課のほうには当面の間、その報告をせよということで指示を出しているという状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。マイク入れてください。

○12番（中島 勲君） 課長の説明ですとね、内部告発ではない、我々が調査しましたと、こういう答弁だったのですけれども、はっきりさせておきたいのは、内部告発であったのか、そうでないのか、これなんです。非常にこれ大きな問題なんです。

それともう一つは、町長にお尋ねしたいんですけれども、今まで地震の問題、いろいろ職員の方には体を壊して入院されてそれでも頑張っておられたという、本当にぎりぎりのところまで職員は頑張ってくれている、そういう中において、繰り返しますけれども、そういう職員の管理、これがどうだったのかということ、率直に町長はどういう考えでしょうか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 内部告発というのはどういう定義なのか、ちょっと分かりませんが、確かに、内部の関係職員のほうから公用車の使用がおかしいというようなお話が、相談が総務グループのほうにあったということでもあります。それに端を発して調査をしたら、今回の事案が発覚をしたということで調べたということになっております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 職員管理の関係でございますけれども、一例として今、中島議員のほうからも触れられました一昨年9月の胆振東部震災以降、これは随時対策本部等々の会議でもしっかりと顔を合わせ、さらには課長会議等々、これは定期的なものもあります。あと、日常ふだんといえどこまでそれぞれの職員の内容に迫れるのかということはあるんですけども、今回の不祥事に関しましては、私自身の責任として、そういったところの全般的なものというものの捉え方がいかがだったのかなということも えて、自戒という、要するに今回の過ちを繰り返さないよう自分で自分を戒める、こういった措置として、今回の今提

案しております給料の一定期間の減額をすることとしているところでもございます。

言わずもがなですが、部下職員を指導管理する立場の職員というのが、今回の非違行為を行った事実というのは言語道断でございます。町民の皆さんに申し開きのできないことと捉えていることでございます。重ねてでございますけれども、町として二度とこのようなことが起こらないよう、改めて徹底に向けて職員の服務規律、守るべき決まり、そして法令遵守というのを、図りを、引き続き町民の皆さんの信頼回復に向け、全力で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 聞きたいことはおおむね今12番議員さんのほうから出たんですが、1点だけ、運転日報に関してなんです、キロ数とかそういうものは記載するようになっているのかどうかの確認をお願いします。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 公用車の日報につきましては、使用後の距離数については記載をするということになっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今回の議案に対する質疑は大方出尽くしているのかなというふうに思うんですが、私のほうから2点ほどちょっとお聞きしたいんですが、まず、先ほど町長の答弁を聞いていますと、厳格に受け止めながら今後対処していきたい。私は本当に言葉だけで、果たしてこれでいいのかなと。果たして今出ている条例、案件ですね、議案に出ている。1か月というふうなものが何を基本ベースにこの1か月にしたのか、これが、この根拠というのは何を照らし合わせて1か月というふうな処分方法にしているのかということがまず1つ。

〔「職員に対する処分の1か月」と言う人あり〕

○10番（津川 篤君） いや、1か月じゃなく、町長と副町長のこれ、議案では、給与の減額ですから、だからこれは何を根拠にこの1か月だったのかということ、これが根拠があるのであれば、それを示していただきたい。

それから、先ほど5番議員からも出ておりましたけれども、再任用の問題が町民の中からは、大変7月1日の新聞報道の人事の件についても、非常に疑義を提言されて苦情が大変起

きているわけですが、これ竹中町政になってからこの管理職、再任用の人間が課長職になっているというのがこれで3人目なんです。これの根拠は何を根拠にして、再任用を課長にしていかなきゃならない。先ほど町長は、急場をしのいでそれを乗り切らなきゃならない、町民サービスは1分たりとも立ち止まれない、その気持ちは私も分かります。しかしながら、そこに至るまでなぜ再任用の人間をそこまでしなきゃならないのか。これだけの若手がいて、それを育てるといえるものが感じられないんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 一月10%の削減ということでありましてけれども、確たる根拠ということはないと思います。ただ、近年のといいますか、近年、近隣等の特別職のこういった削減の状況等々鑑みまして、今回10%、1か月というふうに決めたところでございます。

あと、再任用の管理職の活用といいますか、登用についてでありますけれども、一昨年からかな、人事の中で人材の有効活用ということで、管理職、再任用の職員も含めまして、一部管理職に登用をしているところでございます。今回につきましても、若干入りでございますけれども、途中で管理職に登用するというところで、組織の安定性、継続性ということと、人材の活用というふうなことで進めているところでもございますし、給与制度においても再任用の中でそういった職制に合わせた給与というのも設定をしているところでございますので、その職務に合わせた再任用での給与の支給というふうにしていただいております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今の再任用の活用の関係、一部分副町長のほうからも触れられたかと思うんですけれども、5番議員と重なる部分は避けさせていただきますが、重ねて言わせていただければ、今事態はむかわ町においても平常時ではないんだというところはお含みおき願いたいと思います。胆振東部からの道半ばの復旧復興、そしてコロナ禍への対応、そして平常業務といったような中で、職員についても3足4足のわらじを履きながら、この間業務に向き合ってきているところでもございます。今回の対象者も、通常業務処理については一定以上の能力を持った者と私は捉えているところでもございます。今回の対応、申し開きではございませんけれども、再任用職員、合併からこの間における行政の職員のスリム化といったところも含めて、今急場を何とか乗り切るんだというところの措置として、まずは御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 町長、急場をしのいでそれを乗り切るんだと、それであれば、副長

が兼職していても構わないわけですよ。この急場をしのぐんであれば。なぜ若手の、これだけ優秀な若手がいるのにも関わらず、その道を閉ざすようなことをなぜしなきゃならないのか。私は先ほど少ない人員の中で今そういうものを行っている。ただ、過去に調べていったら、この上級者になる道の研修会だとか、そういったものに予算化されていないんですよ。一つも、この竹中町政になってから、そういう研修だとかそういうものの積み重ねというのが足跡として残っていないんですよ。こういうものが本当に人を育てるといふ、本当の根底にあるものを救い上げていくんだというものが特に感じられないんですが、これらについて今後の対応の中でどのように対応していくのかということが私は疑義を持つわけですし、町民の皆さんからもやはり一度退職したものは何ぼ優秀であろうと、退職金は払っても、さらに給料ですね。管理職の給料を払っていくということには、町民にしたら、大変な時期にそういうものに耐えられないというような意見が複数寄せられているんですよ。これらに対する説明というのはどういうふうにしたら、我々が町民に説明できるような答弁をしていただきたいと。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私から管理職に関わる研修会の件についてお答えをしたいと思います。

管理監督者職員の研修というものは毎年、数名、外部の研修機関に出して、研修を行っているということございます。予算については職員の研修費の中へ入っていますので、そういう中では、人材を育成していくという予算ももちろん持っています。また、本町においては、むかわ町職員人材育成方針というものも持っておりまして、この中で、方針を持ちながら我が町の町職員としての職員の人材育成ということで、町民サービスの質だとか経営能力が問われるというような時代になっております。そういう中においても、的確な政策形成能力といったものもやはり持ち合わせていくような人材育成をしていこうというようなことで、そういう方針に基づいて、人材の育成をしているというところでございますので、御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 反問権は使いませんが、私になってから研修が一度も行われていないということは、今答弁があったとおり、そのようなことはないということでまずは御理解願いたい。

それと、今回の津川議員からの御指摘にある再任用職員の活用、これは再任用の人をどう

いうふうな場面でどこに活用するかというのは、それぞれの行政の人事管理に委ねているところでは。それと、これも議員はもう既に御承知かと思えますけれども、先ほどの一昨年の地震以降、安平についても、厚真についても、それぞれの町としてとにかく人が今、各自治体からも人的支援というのをいただきながら、何とか、先ほど急場と使わせていただきましたけれども、ローテーションを組みながら、1年1年を乗り越えていこうと言った矢先の今回のあつてはならない事案ということで、先ほど申しあげましたように、7月1日に処分した後に、7月1日にどのような形で町民サービスを低下させていけないかというところでの緊急避難的な措置として、重ねて御理解をお願いしたい。

そして、人事の育成については、もちろん将来展望を持ちながら定員適正化、管理計画等々も含めながら、しっかりと努めていきたいと思えますので、御理解のほどよろしく願いしたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 人事権についてはこれは行政の問題ですから、議会が介入はできないということは私も承知しておりますが、ただ、町民の意向としてはそういうものがどうなんですかというふうな問いかけというのは、非常に今回は多かったと。そして、それらに対しての行政側の判断はどうなっているんだと。このやり取りを通じながら、町民の皆さんの御理解はいただけるのかなというふうに思いますが、先ほど、副町長、答弁の中で、近隣町と合わせて、近隣町に照らし合わせて、この1か月という減給の基礎となるふうなことだったんですが、我が町の体制ですから、よその町はどうあろうと、我が町はどうなんですかということなんですよ。それらについてはどうですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 我が町のはいろいろ調べました。調べた中で、そういったところも参照しました。ちょっと事例が古いということもございまして、そういったところも一部参酌はさせてもらっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 質疑がないと討論ということになって、発言の機会がありませんので、質疑という形の中で言わせていただきますが、今るる聞いておりました、私、議員の皆さんの意見って本当にそうだなというふうに聞いておりました。なぜここが、こんなに時間がかかっているのかなということなんですかけれども、私はこの問題というのは、確かに公用

車を勝手に使ったとか、あるいは平時に無断で仕事放棄したとか、そういう内容です。これは、ある意味でそんなに大きな問題でないかもしれない。お金が絡んでいるとか、そういう問題では直接ないんで。軽視しがちな形になろうかというふうに思うんですけども、私はこれは大変なことだと思っているんです。ここから、このコンプライアンスが欠けていくことによって、ここからいろんなことが派生していく、そういう要因になる、本当にこの我々自身が理事者の皆さん含めて、きちっとこのことを真正面から捉えて重大視しないといけない課題だなというふうに思っています。

だから、本来であれば、この報告説明でも、もっと、例えば、公用車を無断で使ったそのことによって何ぼの被害を町民の皆さんに与えたんだと。燃料を使っているわけですから。そうでしょう。そういうことまで報告していただいて、やっぱりやるというようなことは大事だと思うし、何よりもこの問題がこういうコンプライアンスの欠如がやっぱりこの職場に出ていたとしたら、これは大変なことですよ。町長がいろいろ「急場をしのぐため」とか言っていますけれど、そういうことだけで、今対応していいのかなという感じを受けます。もっとやっぱり組織全体として考えていく。特に今、地震、コロナ、いろいろ大変だという思いの中で、しかしそういう中で、理事者側がやろうとしていることと、職員との間に距離ができていったとしたら、これは大変なことにもなりますよ。だから、そういうこと含めて、私は本当に考えて、そういう上で人事なんかも対応するということにしていかないと、どなたさんか言われましたけれども、理解されないんじゃないかというふうに思っております。それで十分深く考えてやってもらいたい。御答弁があれば伺っておきますが、なければよろしいです。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の事案の教訓については、先ほど申し上げさせていただきましたように、しっかりと職員が全体化しながら、これからに向けての、ましてや、今年は新しいまちづくりの計画の見直しの年でもあります。もちろん、そこを担うのは、町民の皆さんの城の一角もされる職員でもございます。こういったところを何度も申し上げますけれども、大きな教訓として職員の倫理観というんでしょうか、お互いがお互いの注意を払う環境づくり、ここはしっかりと次につなげるよう、今回のものを要因とした事案が繰り返さないよう努めていきたいなと考えているところでもございます。

それと、これも先ほど触れましたけれども、職員の順法精神というんでしょうか、私どもも含めての順法精神、あるいは行為の規範範囲を超えたところのその職の信用を傷つけ、職全

体の不名誉となる非違行為というのを犯した、住民の信頼をこれから損なわないようなむかわ町役場、新たな環境づくり、徹底していききたいと考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第62号から議案第64号の一括上程、説明、質疑、討論、採

#### 決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第62号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）から日程第8、議案第64号 令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

議案第62号から議案第64号までの3件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第62号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）から議案第64号 令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第62号につきましては、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）でございまして、今後も長期にわたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が必要とされる中、感

染抑止と経済再建の両立を継続しつつ、町内の経済循環により、消費の早期回復を図るための経費、この間、学校の臨時休校やこども園等の登園自粛によって、学びや子育てに不安を持つ中過ごされたむかわっ子や子育て世帯を支援する経費、町内における保育施設や福祉避難所等での感染リスクを低減させるための経費などを追加、また、本町において7月1日付で発令した一般会計と企業会計の間で、人事異動に伴う職員給に係る経費につきまして、必要な調整を行うものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ8,524万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億2,374万円とするものでございます。

説明の都合上、別冊で配付しております令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

4ページ、歳出により、3ページ、歳入に記載する財源も併せて御説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、690番、敬老会関連事務につきましては、例年長年にわたり地域社会に貢献されてきた高齢者の方々の労をねぎらい、長寿をお祝いすることを目的とし、鶴川地区は町が主催する集合型の敬老会、穂別地区は各自治会が主催する生きがい健康まつりを行ってきており、必要費用を実行委員会に交付金として支出しているところでございます。しかし、密集による感染リスクを避けるため、鶴川地区は今年度は開催しないことを決定したことから、毎年この時期を楽しみに参加される方、残念ながら毎年参加できなかった方も含め、今年度に限り町内の対象者、鶴川地区約1,220名、穂別地区約620名、合わせて約1,840名全員に敬老の意を込め、お祝いとして、むかわ町金券3,000円分と記念品等をお渡しする内容に変更するため、必要経費として予算を計上、調整するものでございます。補正する予算につきましては、開催しないことを決定した鶴川地区に係る食料費及び借り上げ料を合わせて49万4,000円減額し、事業に必要な記念品購入に係る消耗品、金券購入に係る扶助費、送料となる通信運搬費を合わせて877万5,000円追加することから、総額で828万1,000円を追加するものでございます。

なお、追加する予算に係る財源は、通信運搬費と扶助費の合計653万円を感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、残額175万1,000円は前年度繰越金とするものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、910番、児童福祉一般事務につきましては、議案説明資料3ページにより御説明申し上げます。

予算額2,546万7,000円の追加につきましては、仮称でございますが、むかわスマイルプレゼント事業として現在高校3年生以下のお子様を育てる世帯、さらに令和2年度に入り母子

手帳の交付を受けた世帯、これから受ける世帯に対し経済的な支援をし、家族の皆様笑顔になっていただくため、1世帯当たり3万円分の金券を交付、さらに休校が長期化していた子どもたちに、今後も外出を控えなければいけない場面が増えることを想定し、学びのきっかけづくりとして、高校3年生以下のお子様全員に図書カード5,000円分の支援をするための必要経費を追加するものでございます。世帯に対する金券は、現在、むかわ町で子育てをする518世帯、母子手帳の交付を受けている15世帯、今後の出生、妊婦、転入見込みを120世帯として合わせて653世帯分、お子様に対する図書カードは両地区914名、現在、お母さんのお腹で育つ15名、鶴川高校生徒寮三気塾及び穂別高校生徒寮穂星寮に入寮し、むかわに住みながら学ぶ生徒57名、今後出産、妊娠、転入見込みを120名とし、合わせて1,106名分としておりまして、対象者の皆様には世帯に交付する金券に、その世帯のお子様分の図書カードを添え、むかわ町で子育てをする世帯を応援していく内容となっております。

国の特別給付金基準日以降に生まれたお子様、また年度内に出生されるお子様を含め対象としており、財源は全額臨時交付金を活用するものでございます。

予算説明書5ページに移りまして、2項児童福祉施設費、920番、こども園管理運営事務から930番、地域保育所管理運営事務につきましても、いずれも保育施設での感染リスクを低減させるため必要な備品を整備するものでございます。

920番、こども園管理運営事務備品購入費81万6,000円、1つ飛びまして、930番、地域保育所管理運営事務備品購入費25万5,000円の追加につきましても、公営保育施設である穂別地区さくら認定こども園に70台の午睡ベッドと7台の収納ラック、鶴川地区のひまわり保育所、たんぼぼ保育所に合わせて30台の午睡用のベッドを整理する費用でございます。午睡ベッドはメッシュのため消毒や水洗いが可能で、衛生面での感染予防のほか、床から10センチ程度高くなっていることから、夏場通気性がよく涼しく、冬は床の冷たさが伝わらないなどの効果が期待できるものとして購入を予定しております。また、ベッドの購入により各世帯が用意するのはタオルケットなどのみとなり、毎週のように布団一式を持ち帰り、洗濯や乾燥する量が減ることで、保護者の負担の軽減が図られると考えております。

925番、こども園運営支援事務保育事業負担金74万円の追加につきましても、幼保一元化施設であり、保育部の園児は午睡が各保育室で行われていることから、公設保育施設のように園児用のベッドの配置が難しい鶴川地区ひかり認定こども園において、7つある保育室に各3台ずつ空気循環送風機を整備する費用、必要経費に対し負担するものでございます。

なお、児童福祉施設の備品整備に係る財源は、全額臨時交付金を活用するものでございま

す。

続きまして、6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費につきましては、議案説明資料4ページ、5ページにより御説明申し上げます。

まず、地元消費活性化事業補助金、プレミアム商品券発行事業2,040万円の追加につきましては、当初予算で計上議決をいただいております、1万円に2,000円分のプレミアム商品券発行事業に感染拡大の影響により落ち込んだ消費の早期回復を図るため、事業の内容を拡充し、実施するための費用を追加するもので、その拡充内容につきましては、資料4ページ2番、事業拡充内容(1)に記載のとおり、1つ目に2,000円のプレミアムに1,000円を追加し3,000円に拡充、2つ目に特別プレミアムとして、鶴川地区たんぼぽカード会、穂別地区ホッピースタンプ会の加盟店で利用可能なお買物券を1,000円分追加し、1万円で4,000円分のプレミアムがつく内容とするものでございます。発行口数は既定の予算のとおり、町民向け9,000口に加え、町外者向けに500口を追加し、町内での消費回復を図るもので、町民への販売方法は販売時の密を避けるため、先着順から予約販売方式に見直し、町外者向けのものには観光拠点で販売を予定しており、町民への販売時期は広報で周知した上で、9月上旬から予約を受け付けし、10月下旬の5日間で販売を行い、使用期間は令和3年1月末を予定しているところでございます。

なお、今回の追加により、今年度のプレミアム商品券発行事業の総事業費は資料に記載のとおり4,090万円となるものでございます。

次に、説明資料の5ページにお移りいただきまして、飲食店応援チケット発行事業交付金873万円の追加につきまして御説明します。

感染拡大の影響により、売上げが減少し、経営維持が困難な状況にある飲食店を応援するため、現在も頑張っているお店と、助けたいと思っている利用者の思いをつなげるため、(仮称)むかわ飲食店応援チケット発行事業を実施するための費用を追加するものでございます。その事業内容につきましては、資料5ページの2、事業内容(2)に記載のとおり、むかわ町内で「新北海道スタイル」を実践し、チケット取扱店として登録する飲食店で利用可能な1冊5枚つづりのチケット2,000セット分を発行し、1人1食につき500円相当のプレミアムを予定しているものでございます。以前に実施した食べまくりチケットは、ランチに限定しておりましたが、今回は取扱店として登録された場合は、夜のみ営業する飲食店でも利用が可能で、さらにスタンプラリーの実施も企画を予定しております。事業開始後2回に分け、実施主体及び観光拠点での販売が予定されております。

1480番、商工業振興対策事業で追加する、合わせて2,913万円は全額臨時交付金を活用するものでございます。

予算説明書6ページ、議案説明資料6ページ、こちらも6ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費、2目災害対策費、1780番、防災対策事業1,563万8,000円の追加につきまして御説明します。

まず、消耗品160万円、施設用備品費755万2,000円、合わせて915万2,000円の追加につきましては、先日から幾度と続く九州や本州における大雨の状況、また本町においても7月下旬から9月にかけて訪れる雨季や台風時期を前に、これまで備蓄している備品はあるものの、指定避難所における感染症対策物品や隔離スペース対策に係る物品、また両地区で協定を締結した福祉避難所施設において必要となる機器を整備するものでございます。消耗品では、使い捨ての感染防護服100枚入り2セット、段ボールベッド100台、施設用備品費では避難所で4.5畳が10部屋できる仕切り15台、折り畳みベッド80台、車椅子タイプの簡易トイレテント10台、非接触型体温計20本のほか、福祉避難所用として簡易式 発電機2台、灯光器及びホット式ストーブ各4台などを整備するものでございます。

次に、庁用器具費648万6,000円の追加につきましては、説明書6ページにより御説明申し上げます。

本庁と穂別総合支所に配置、情報共有や伝達的手段として活用しているテレビ会議システムは、現在の会議システムについては導入から13年を経過し、使用時に機器の不具合が生じており、資料の目的、内容に記載のとおり、今後の利用や事務の効率化を高めるため、更新するほか、自然災害発生による対応や新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応などを鑑み、両地区に各1台ずつ増設し、計4台整備するものでございます。整備する機器は、インターネット回線により外部端末とのウェブ会議も利用可能で、リモートワークの推進面もございますが、平成30年北海道胆振東部地震の際には、インターネット回線が不通であっても、専用回線であるテレビ会議システムが本庁と総合支所で唯一の情報交換手段となったことを踏まえ、防災対策事業で整備するものでございます。

なお、防災対策事業で追加する1,563万8,000円は、全額臨時交付金を活用するものでございます。

続きまして、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2040番、中学校施設整備事業492万円の追加につきましては、本町において令和3年度に整備を予定しておりました穂別中学校のトイレ洋式化を、令和2年度国の補正予算第1号において、学校施設環境改善交付

金の配分を受けたことから、校内6か所のトイレの改修を前倒し実施するものでございます。本事業の財源は、説明書3ページに記載のとおり、交付金対象事業の3分の1に当たる85万2,000円を国の交付金、対象事業費の3分の2に当たる160万円を町債を活用し、単独費用に係る部分246万8,000円につきましては、前年度繰越金とするものでございます。

なお、これに係る地方債の変更につきましては、議案書3ページ、第2条及び6ページ、第2表に記載のとおりとなっております。

12款諸支出金、2515番、公営企業支出金320万5,000円の追加、13款給与費、2520番、給与費320万5,000円の減額につきましては、7月1日付で発令した人事異動が一般会計と公営企業会計の間に行われたことから、異動職員の給与等につきまして一般会計分を減額し、上水道事業会計及び下水道事業会計に対し、当初予算に係る有収水量により案分し補助金と支出するものでございます。

予算説明書3ページにお戻りいただきまして、歳入のうち14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、新型コロナ感染対策地方創生臨時交付金の内容につきまして御説明します。

今回の第5号につきましては、2次配分として配分された2億7,707万1,000円のうち、7,857万6,000円を各事務事業の財源として活用するものでございます。6月29日開会の第4回臨時会で充当した2,100万円を合わせ、9,957万6,000円を今回の補正までに計上しているところでございます。

なお、第2次配分の残額1億7,749万5,000円の活用につきましては、今後必要となる感染症対応事業を町内で十分検討し、追って予算化していく予定でございます。

以上で議案第62号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第63号 むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

第2条は、7月1日付で発令された人事異動に伴い、水道事業及び簡易水道等事業で一般会計から191万3,000円の補助金を収入で受け、給料等の必要経費を支出するため、予算額を追加するものでございます。

収入支出の科目等につきましては、別冊配付しております令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書に記載しておりますので、御参照願います。

第3条は、議会に議決を経なければ流用することができない経費として議決されている職

員給与費を2,703万9,000円から2,895万2,000円に改めるものでございます。

第4条は、地方公営企業法第17条の2の規定により、一般会計から受ける補助金の金額を4,941万9,000円から5,009万8,000円に改めるものでございます。申し訳ございません。一般会計から受ける補助金の金額を4,914万9,000円から5,133万2,000円に改めるものでございます。

以上で議案第63号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号 令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

第2条は、水道事業同様、人事異動に伴い、公共下水道事業及び農業集落排水事業で一般会計から129万2,000円の補助金を収入で受け、給与等の必要経費を支出するだけの支出の予算額を追加するものでございます。

収入支出の科目等につきましては、別冊配付しております令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書に記載しておりますので、御参照願います。

第3条は、議会に議決を経なければ流用することができない経費として議決されている職員給与費を1,603万5,000円から1,732万7,000円に改めるものでございます。

第4条は、地方公営企業法第17条の2の規定により、一般会計から受ける補助金の金額を1億2,104万1,000円から1億2,233万3,000円に改めるものでございます。

以上で議案第62号から第64号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第62号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する別冊説明書、事項別明細書4ページから7ページまでの3歳出全般について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 1480の商工業振興対策事業なんですが、プレミアム付商品券の発行ということで、1万で1万4,000円分のプレミアムつきということなんですが、昨年までは

1人1世帯10口ぐらい購入できたと思うんですけども、その辺の制限はどのように考えていらっしゃるのか伺います。

それから、同じく1480の飲食店応援チケットなんですが、取扱店になればということなんですが、どれぐらいの店舗を予定されているのかについて取りあえず伺います。それだけです。

○議長（小坂利政君） 藤田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（藤田浩樹君） 私のほうでプレミアム付商品券につきまして、ちょっと御回答いたします。

まず、1口についてなんですけれども、一人、まず1口です。10口でなくて5口ということとございまして、今回につきましても同様をお願いするような形になると思います。また、店舗については登録店舗は昨年100店舗ほどということで、ちょっと今資料、お持ちの資料はないんですけども、100店舗ということで聞いておりますが、今回についても改めて参加登録の御案内いたしまして、依頼を、参加登録のお願いをする予定でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 分かりました。

それで、プレミアム付の商品券の発行なんですけど、購買するとき、これはあくまでも今までと同じように、同じような対応を取っていただけるといこととして捉えてよろしいんでしょうか。例えば、商工会で予約して、その都度買いに行くことになるんです、今回、一斉に行くんじゃないで。その辺の取扱い的なことは、今までと同じなのかについて伺いたいです。

○議長（小坂利政君） 藤田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（藤田浩樹君） 今度、コロナ対策、感染防止対策に向けて、予約の受付をすることになります。これについては、密を避けるという部分もございまして、例年3日ほどの予約販売というところ、5日に延ばして、その辺も幅を利かせております。また、予約申込み受け付けて1か月ほどございまして、今のところ広報で配布する御案内を予定しております。また、予約された方に対しては後日ですけれども、予約受付証を発送いたしますので、その定められた時間に持ってきていただいて購入していただくということになります。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2つほどお伺いします。

1つは老人福祉費ですが、敬老会をこういう状況なのでできないので、それで3,000円で

すか、商品券というのか金券を渡してということなんですが、それも1つの大きな手だなというふうには思いますけれども、1つはこの間の一般質問でもだったかと思います。私も話しましたけれども、この間、高齢者の皆さんが外へ出たり、人と交流したりするという機会が削られているんですね。そういうことによるストレス等々があるという状況になって、単純にこういう行事を私は金券に変えてそれでよしというふうにしていいのかなというふうに思うんです。やっぱり、この間もありましたように、何らかの形で少人数なような形にしながら、やっぱりそういう触れ合いの機会を高齢者の皆さんに、特に、動けなくなっている方々には、そういう機会があってもいいんじゃないか。そういう努力が地域挙げてされるようなことがあっていいんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺のところの検討はしなかったのかどうか、このことについて1つ伺っておきたい。

2つ目には、消防費の関係で、災害の関係で、いわゆる今もコロナ災害の中での大雨等々が非常にこう大変な状況になっておりまして、私もお見舞いを申し上げる次第でございますけれども、本町としてこれに段ボールベッドで100ということなんですが、併せてコロナ対策としては、どのぐらいを準備し考えていくのかということをお聞かせ願いたいなというふうに思います。そのほかるるあろうかというふうに思いますので、御説明をいただければありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（小坂利政君） 熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 鵜川地区の敬老会の中止についてお答えさせていただきます。

鵜川地区につきましては、例年、四季の館のたんぼぼホールで敬老会を2回、午前と午後で2回実施してきました。今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止、参加者の安全面を考慮して全体で議論しまして、中止とさせていただくこととなりました。先ほどの説明にもあったんですが、本来敬老会で使用する経費を予算を上乗せしまして、記念品及び金券を75歳以上の対象者に送らせていただく予定となっております。また、中止とした経緯には、社会福祉協議会の各種個々の事業も8月いっぱいまで中止としている経緯もありまして、その辺を考慮して決定させていただきました。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 避難所における感染拡大防止ということで、今回段ボール

ベッドを100台とキャンプ用ベッド80台、それと簡易の仕切りの部分を4.5畳が10部屋作れるものを17台ということで、それぞれ鶴川地区、穂別地区に配置を考えております。

なお、先週の金曜日に、コロナ関係の新聞チラシのほうを入れさせていただきましたけれども、基本的には鶴川市街地、穂別市街地については2階の住宅については、自宅の2階に避難していただく垂直避難という部分をできるだけしていただきたいというふうに考えております。ただ、土砂災害警戒区域にある部分については、直ちに避難していただかなきゃいけませんけれども、そういう意味でできるだけ感染を拡大しないような避難の仕方というものを今後も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑は。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） もう1回聞きます。

敬老会、どう単純に、こういう状況だから中止にして金券やろうという、そういう内容かなというふうに聞きました。それでいいのかなというのが1つ目です。私は、もっと高齢者を大事にするのであれば、本当にお祝いをしようというのであれば、だって動けない人に金券3,000円あげたってどうにもなりませんよ。だから、もっとやっぱり心のある、そういう取組を、今だからこそ検討していいんじゃないかというふうに思うんですけども、改めて伺います。

それから2つ目に、災害の問題、災害とのコロナ関連ですが、段ボールベッド、いつ頃入るといふふうになっているのか。もうシーズンがどんどん今のシーズンになっておりますから、急いでこれは対応する必要があるんじゃないかと思っておりますが、その辺のが1つ。

それから、2階垂直避難というのは、当然そういうことをやってもらうというのは大事だと思っております。しかし、現状の避難所だけではいかんぞというのがあるかと思っております。いろんなホテル等々を確保するということになっておりましたが、そこら辺のところの準備というのは、例えば具体的にどのように進んできているのか、まだ進んでいないのかお答え願いたい。

○議長（小坂利政君） 藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） 敬老会のことについて御答弁したいと思います。

町としても集まれば集まっていたいただいて、そこで今までの長寿を祝うというのと、これまでの御労苦をねぎらうということが行えないかということで考えております。

だがしかし、今のこのコロナ禍において集まれない状況の中で、まだ9月は先ですけど

も、いろんな行事予定とかございますので、この時点で決めておかなければならないということで、致し方なく今年は集まれないという、鶴川地区のほうでというところの判断をさせていただいたところであります。

また、先ほど金券、商品券という形でありましたけれども、金券につきましては、むかわ町金券ということで3,000円、また、祝品、お祝いとしては心を込めた中で、ちょっとお茶、ちょっと高級的になるんですけれども、そのお茶を記念品として配って心を安らげていただくという気持ちも込めて配布しようと思っております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 段ボールベッドについては、この予算が成立した後、速やかに対応していきたいというふうに考えています。

また、ホテルとかの準備というお話でしたけれども、基本的には公共施設、あらゆる公共施設を避難所として開設することを考えていますので、現状ホテルの確保ということは考えておりませんが、本当に必要になれば、北海道などとも連携しながら、町外のホテルなどとも確保するような対策は取っていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありますか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 1点お伺いをします。事業番号1480のプレミアム付商品券の関係で伺います。

ここの内容、町民用に9,000口というふうに記載をされているんですが、今回は3密を避けるということで予約販売方式ということなんですが、今回1、2合わせて4,000円のプレミアムということは相当に人気が出ると思うんですが、今までもこういったプレミアムを発行していて、この9,000口というのが妥当な口数として捉えているのか、もし申込みが多い場合には、申込みの先着順というか、そういう形で処理をするのか、その辺の考え方だけお伺いします。

○議長（小坂利政君） 藤田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、まず9,000口の妥当かという部分についてお答えいたします。

平成30年の胆振東部地震のときに、購入希望する町民に行き渡るように、このときに8,000口から9,000口に販売口数を増やしております。そのときは、8,680口ほどの申込みが

ありましたが、昨年におきましては7,300ということで、ちょっと8,000には届かなかったんですけども、また同時に国のほうでプレミアム付商品券という部分がありましたので、8,000を超える部分が当時見込まれるということで、9,000口ということでございました。今年度も同様に9,000口ということで、30年の実績がございますので、9,000口ということでさせていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 予約販売の方法でございますけれども、現在協議しておりますのは、予約販売ということで単純に早い者勝ちということではございませんで、何らかの形で抽せんなり、公平な方法で選定する方法を、今、商工会さんと実施に向けて具体的に議論をしている最中でございます。そういった単純に早い者勝ちにならないような形、公平性というものは一定保ちながらの実施を進めてまいりたいと思いますので、御理解を願います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 公平性は分かるんですけども、10月から1月まで使用期間がある中で、締切りもありますよね。その中で、もし9,000口を超えた場合に、申込みの中から抽せんでやるという、最悪の場合そういう状況も想定されるということですか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） そういった場合も想定されるところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから3ページまでの1総括及び2歳入の全般について質疑はありませんか。  
5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 創生臨時交付金のことなんですけれども、今の問題に関連するんですけども、創生臨時交付金が全額使われているわけじゃないですよ。残りが1億7,000万ほどあるということで、今のプレミアム付商品券なんですけれども、9,000口ということなんですけども、多ければ抽せんみたいな話でしたけれども、追加発行とかしたらいいのではないかと。せっかく申込みをしているのに、それで抽せんだということにはならないんじゃないかと思うので、別に追加発行しても申込みを受け付けるんですから、追加発行ということも全然構わないと思うんですけども、そういう考え方はないんですか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 先ほど発行口数に関する御質問で9,000口ということでした。胆振東部地震の際に中止も視野に入れたのを検討進める中で、こういった状況だからこそ、商工会と住民生活を応援するというので、何とか実施時期を遅らせてでもやっていきたいという、実は当時、商工会の当時の事務局長さんからのお言葉をいただきまして、実施をしてきたところでございます。そういった中で、9,000口に1,000口増やしてきたという中での販売実績を照らした中での、今、口数ということでございます。一旦、ここでは予約、予算内容9,000口ということで今組立てをしているところでございます、そういったところというのは、まず販売の具体的なところというのを実施主体ときちんと協議してからの検討ということになるかと思っておりますので、この段階で口数を増やすところのちょっと御答弁というのは差し控えさせていただきたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけ、歳入の部分で、先ほどの説明の中で、第2次分2億7,000万程度のうち今回、この間のと合わせて9,900万ほどになりますよと、今回の8,500万を含めてという話がありました。そのところちょっと整理してお伺いしたいのと、こういう中で9,900万になると言ったのは、今回の8,500万、だけれども、8,500万全部じゃないと思っているんですけども、それらのところの整理をもう1回お願いしたいというのが1つです。

それから、交付金の関係でいえば、第1次分の使い道で、前回少し予備費の中から使いましたけれども、第1次分のやつで予備費でまだ残しているんじゃないかと思っておりますが、そこら辺第1次分、第2次分という形の中で、どういう操作をしていくのか、おられるのかということと、その第1次の中の予備費の、もし残っているのであればその使い方等々はどうするのかということについてちょっと説明をお願いしたい。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の現在までの予算化した数字について改めて御説明申し上げます。

まず、第1次分の配分額につきましては8,525万3,000円となっており、これは既に予算化しているものでございます。

第2次分の配分額につきましては2億7,707万1,000円となっており、今回の補正予算を含

めまして9,957万6,000円を予算化しているところをごさいます、第2次配分の残額につきましては、先ほど御説明しましたとおり、1億7,749万5,000円となっております。第1次配部分、第2次配部分につきましては、共に地方単独事業に対する配分となっております、この後、第3次配部分として国の補助事業等の地方負担額に充当できる交付金が配分される予定となっているところをごさいます。

それと、予備費の部分の予算につきましては、3,000万円の予備費の予算を議決いただきまして、活用方法としましては、前回の臨時会でも御説明しました地元産業経営持続化支援金の一部として900万円、医療福祉介護事業者の支援金としまして、当初御説明では340万円ということで御説明させていただきまして、3,000万円に対する未充当分については、1,760万円が今残っている状況をごさいます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） それで、第1次分の予備費の部分で、それはその予算として取ったんだから、その事業に使うんだからというのは分かるんですけども、次に第2次が来て、そして第2次の使い道も使う、使われ方が始まったよというふうな中で、第1次の予備費で1つの支出項目とはいえ、そこに同じ交付金でありながらそういう形で残しておくというのはいかなものかなという感じが私はしているんです。であれば、必要な今度のやった事業の中から、その予備費の中でやってもよかったんじゃないか。その辺の整理というのはなされていっていいんじゃないかという気がしてならないんですが、そこら辺を含めてもう一回お伺いしておきたいというのと、あわせて、今後、今いわゆる地方単独分ということで、自治体が行政が事業をやればそれに使えるよということなんですけれども、当面としてこういうような形の支援という形が中心となるのかなというふうに思うんですが、そこら辺の方向性が今あれば併せて伺っておきたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 予備費でありますけれども、これは前回3,000万ということでつけていただきまして、まず1,760万でありますけれども、前回の地元産業持続化支援関係の商業、農業、漁業、福祉、いろいろやっておりますけれども、まだこれやっている最中ということもございまして、こういったものの今後の拡大等も考えられるところをごさいますので、一旦はこれは残させていただいております。そういった中で、拡大部分に充てていきたいなというふうに思っております。ただ、今後の中でそういったところが確立していく中では、不用額として出てくれば財源として組み込んでいくということも必要なのかなというふうに

思っております。

新たな臨時交付金の関係でございますけれども、こういった経済対策がある程度先のメインに充てることになろうかと思っておりますが、ただ、今後のコロナの後の町の持続的な発展と申しますか、事業のために今後生かしていくという新たな事業にも役立てていく資金ともなろうかと思っております。その辺について、まだまだ内部で議論が進んでいないところでもありますけれども、そういった視点も持ちながら、来年以降につなげていけるような事業にまた今後活用していきたいというふうに思っております。そういったものにつきましては、9月議会等の中で、また新たな積上げ等をしながら、御提示申し上げたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり3ページから6ページまでの予算総則、第1表、歳入歳出予算補正、第2表、地方債補正の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の収益的収入及び収益的支出と、議案書つづり7ページの予算総則全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号 令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の収益的収入及び収益的支出と、議案書つづり9ページの予算総則全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第64号の質疑を終わります。

これから議案第62号から議案第64号までの3件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第62号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第62号の討論を終わります。

次に、議案第63号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第63号の討論を終わります。

次に、議案第64号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第64号の討論を終わります。

これから議案第62号から議案第64号までの3件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第62号を採決します。

お諮りします。

議案第62号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号を採決します。

お諮りします。

議案第63号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号を採決します。

お諮りします。

議案第64号 令和2年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第5回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時01分